

長野労働局発表（03-65）
令和3年11月29日

担 当	長野労働局雇用環境・均等室
	雇用環境改善・均等推進監理官 松尾 直彦
	雇用環境改善・均等推進指導官 吉田 佳奈代 電 話 026-223-0551

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です

「職場におけるハラスメントに関する特別相談窓口」を設けます 法改正に関する企業向け説明会を実施します

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です。このため、長野労働局（局長 おのてら きいち 小野寺 喜一）では、月間における取組として、「職場におけるハラスメントに関する特別相談窓口」を開設し、労働者や企業からの相談に対応します。また、改正労働施策総合推進法に基づく、企業における雇用管理上の措置義務及び望ましい取組の周知啓発により、ハラスメントのない社会の実現に努めてまいります。

【取組概要】

1 「職場におけるハラスメントに関する特別相談窓口」の開設 <別添1>

長野労働局雇用環境・均等室に「職場におけるハラスメントに関する特別相談窓口」を開設し、職場におけるいじめ・嫌がらせに関する相談等に対応してまいります。

（過去の相談事例） ※相談件数等の状況は<参考資料>参照

- ・性的な冗談やからかいがあった、食事やデートへ執拗に誘われて困っている…
- ・出産、育児の休業を申し出たら、「うちの職場では取った人がいないよ」と嫌な顔をされた…
- ・職場のことで上司に進言したところ、あからさまな無視や仲間外しが始まった…

2 事業者向け説明会の実施<別添3>その他の周知・広報

事業者が遵守すべき関係法令等の周知

労働施策総合推進法に基づく事業主が遵守すべき雇用管理上の措置義務（中小事業主は令和4年4月1日から義務化）について、労働局・労働基準監督署における総合労働相談窓口（別紙）、説明会、企業指導等、あらゆる機会を通じて、周知を図ってまいります。

<別添資料>

別添1 職場のハラスメント対応特別相談窓口

別添2 ハラスメント悩み相談室（厚生労働省委託事業）

別添3 職場のハラスメント防止説明会を実施

<参考資料>

総合労働相談の状況（長野労働局管内）